


## 第42回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
<b>新規計画 6件</b>							
1	宮城県	柴田町	柴田町集落拠点 づくりどぶろく特 区	宮城県柴田郡柴田町 の全域	農業において、生産力の強化や農業経営の近代化、担い手の確保をさらに進める必要がある。また、その土地でしか経験できない観光が人気であり、地域資源を観光に上手く結びつけることが求められている。 地域では荒廃竹林を整備し、たけのこ竹の加工品を新たな特産品としている。そこで、地元で生産される米の消費拡大と付加価値をつける地域特産品としてどぶろくの製造・提供を行うこととし、たけのこ竹の料理「たけのこ御膳」をどぶろくと一緒に味わっていただくことにより、来訪者におもてなしの心を伝え、インバウンドや集落地域の活性化を期待する。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
2	埼玉県	小川町	有機の里小川ワ イン特区	埼玉県比企郡小川町 の全域	小川町は、有機農業という言葉が生み出された1971年から有機農業に取り組み、農家数、耕作面積、作目において広がりを見せている。近年では有機で果樹栽培に取り組み農家も現れ、特にワイン用のブドウ栽培が拡大しているが、他県の施設に加工を委託している状況にあり、今後の生産拡大やブランド化に課題がある。 そこで、町内産のブドウなどから町内でワイン・リキュールを製造し、既存の日本酒、ビール、和紙との複合的な地域ブランドを確立するとともに、農産物の生産振興と6次産業化による付加価値の創出を地域の活性化に結び付ける取組を展開する。	709(710)	特産酒類の製造事業
3	千葉県	木更津市	木更津市地域特 産物リキュール特 区	木更津市の全域	木更津市では、ブルーベリーや梨等の特産品の競争力強化やブランド化に向けて、優良特産品の認定等の取組を行ってきたが、依然として農業所得の低迷や担い手不足、耕作地放棄の拡大等、様々な問題を抱えている。 そこで、ブルーベリーを中心とした地域特産物によるリキュール製造が可能な環境を整えることで、生産者の新たな参入が容易になることから、農業所得の向上と経営の安定化が期待される。また広く情報発信することで、地域の潜在的な魅力の再発見や創造に繋がり、自立した地域社会の形成に大きく寄与することができる。	709(710)	特産酒類の製造事業
4	京都府	京都市	おこしやす「京」 のどぶろく特区	京都市左京区の区域 の一部(久多地区、 広河原地区、花脊地 区、別所地区及び大 原百井地区)	左京区北部山間地域(久多地区、広河原地区、花脊地区、別所地区及び大原百井地区)では、人口減少・高齢化の進行等による農林業の活力低下対策として、豊かな自然、伝統文化等を活かした農家民宿や体験農園による滞在型グリーンツーリズムの推進、6次産業化による地域特産物の商品化に取り組んでいる。 今回、農家民宿の新たな魅力を創出するため、「どぶろく」の製造・提供に取り組み、地域の新たな特産物を生み出すとともに、個々の農家民宿が区域ぐるみで都市住民を受け入れ、独自の特色を活かした農林漁業体験を通じた交流により、地域の活性化を図る。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
5	島根県	川本町	三原の郷どぶろく 特区	島根県邑智郡川本町 の区域の一部(三原 地区)	川本町には年間約42,300人の観光客が訪れているが、その人数は伸び悩んでおり、農業においても、後継者不足という問題を抱えている。 島根県では、田舎ツーリズム事業を推進する一方で、川本町の三原地区では農業(特に米とエゴマ)が盛んであり、竹堆肥育ちのエゴマブランドの強化、米の新たなブランド化を考えている。このため、竹堆肥育ちの米を使用したどぶろくの製造を行い、田舎体験のために農家民宿を行っている農家で提供し、新たな観光資源とすることで、交流人口の増加及び定住者(新規就農者)の確保を図りたい。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
6	島根県	海士町	海士ワイン特区	島根県隠岐郡海士町 の全域	海士町は島根半島の沖合、約60kmの日本海に浮かぶ離島であり、基幹産業は畜産を含む農業と水産業であるが、特産品という点で見ると水産業に比べて農業の割合は極端に少ない。水稲中心の農業は、高齢化や後継者不足のための遊休農地が生じており、島の景観の保全も課題となっている。 このため、新たな特産品として島根県が開発した品種のブドウを用いた果実酒製造を行い、小規模なワイナリーを設置、発展させることにより、本土のように大規模な農地を確保できない中でも、新規就農者の確保、農家の所得向上を図るとともに、観光業との連携により町全体の活性化を図りたい。	709(710)	特産酒類の製造事業

## 柴田町集落拠点づくりどぶろく特区

都道府県名：	宮城県	
申請主体名：	柴田町	
区域の範囲：	宮城県柴田郡柴田町の全域	
特区の概要：	<p>農業において、生産力の強化や農業経営の近代化、担い手の確保をさらに進める必要がある。また、その土地でしか経験できない観光が人気であり、地域資源を観光に上手く結びつけることが求められている。</p> <p>地域では荒廃竹林を整備し、たけのこと竹の加工品を新たな特産品としている。そこで、地元で生産される米の消費拡大と付加価値をつける地域特産品としてどぶろくの製造・提供を行うこととし、たけのこづくしの料理「たけのこ御膳」をどぶろくと一緒に味わっていただくことにより、来訪者におもてなしの心を伝え、インバウンドや集落地域の活性化を期待する。</p>	
適用される規制の特例措置：	特定農業者による特定酒類の製造事業	




台湾からの観光客  
「たけのこ御膳でおもてなし」



柴田町の田園風景

## 有機の里小川ワイン特区

都道府県名：	埼玉県	
申請主体名：	小川町	
区域の範囲：	埼玉県比企郡小川町の全域	
特区の概要：	<p>小川町は、有機農業という言葉が生み出された1971年から有機農業に取り組み、農家数、耕作面積、作目において広がりを見せている。近年では有機で果樹栽培に取り組む農家も現れ、特にワイン用のブドウ栽培が拡大しているが、他県の施設に加工を委託している状況にあり、今後の生産拡大やブランド化に課題がある。</p> <p>そこで、町内産のブドウなどから町内でワイン・リキュールを製造し、既存の日本酒、ビール、和紙との複合的な地域ブランドを確立するとともに、農産物の生産振興と6次産業化による付加価値の創出を地域の活性化に結び付ける取組を展開する。</p>	
適用される規制の特例措置：	特産酒類の製造事業	




有機農業によるブドウ



小川町の有機農業の農村風景

## 木更津市地域特産物リキュール特区

都道府県名：	千葉県	
申請主体名：	木更津市	
区域の範囲：	木更津市の全域	
特区の概要：	<p>木更津市では、ブルーベリーや梨等の特産品の競争力強化やブランド化に向けて、優良特産品の認定等の取組を行ってきたが、依然として農業所得の低迷や担い手不足、耕作地放棄の拡大等、様々な問題を抱えている。</p> <p>そこで、ブルーベリーを中心とした地域特産物によるリキュール製造が可能な環境を整えることで、生産者の新たな参入が容易になることから、農業所得の向上と経営の安定化が期待される。また広く情報発信することで、地域の潜在的な魅力の再発見や創造に繋がり、自立した地域社会の形成に大きく寄与することができる。</p>	
適用される規制の特例措置：	特産酒類の製造事業	




無農薬栽培されているブルーベリー

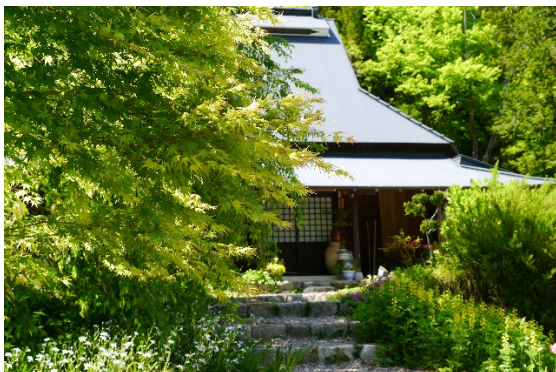


木更津市の玄関口となる  
東京湾アクアライン



# おこしやす 「京」<sup>みやこ</sup> のどぶろく特区

都道府県名：	京都府	
申請主体名：	京都市	
区域の範囲：	京都市左京区の区域の一部（久多地区、広河原地区、花脊地区、別所地区及び大原百井地区）	
特区の概要：	<p>左京区北部山間地域（久多地区、広河原地区、花脊地区、別所地区及び大原百井地区）では、人口減少・高齢化の進行等による農林業の活力低下対策として、豊かな自然、伝統文化等を活かした農家民宿や体験農園による滞在型グリーンツーリズムの推進、6次産業化による地域特産物の商品化に取り組んでいる。</p> <p>今回、農家民宿の新たな魅力を創出するため、「どぶろく」の製造・提供に取り組み、地域の新たな特産物を生み出すとともに、個々の農家民宿が区域ぐるみで都市住民を受け入れ、独自の特色を活かした農林漁業体験を通じた交流により、地域の活性化を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	特定農業者による特定酒類の製造事業	




久多地区の農家民宿



左京区北部山間地域の風景

## 海士ワイン特区

都道府県名：	島根県	
申請主体名：	海士町	
区域の範囲：	島根県隠岐郡海士町の全域	
特区の概要：	<p>海士町は島根半島の沖合、約 60 kmの日本海に浮かぶ離島であり、基幹産業は畜産を含む農業と水産業であるが、特産品という点で見ると水産業に比べて農業の割合は極端に少ない。水稻中心の農業は、高齢化や後継者不足のための遊休農地が生じており、島の景観の保全も課題となっている。</p> <p>このため、新たな特産品として島根県が開発した品種のブドウを用いた果実酒製造を行い、小規模なワイナリーを設置、発展させることにより、本土のように大規模な農地を確保できない中でも、新規就農者の確保、農家の所得向上を図るとともに、観光業との連携により町全体の活性化を図りたい。</p>	
適用される規制の特例措置：	特産酒類の製造事業	




町内で栽培されるブドウ畑



ブドウ畑としての利用を目指す遊休農地

## 三原の郷どぶろく特区

都道府県名：	島根県	
申請主体名：	川本町	
区域の範囲：	島根県邑智郡川本町の区域の一部（三原地区）	
特区の概要：	<p>川本町には年間約 42,300 人の観光客が訪れているが、その人数は伸び悩んでおり、農業においても、後継者不足という問題を抱えている。</p> <p>島根県では、田舎ツーリズム事業を推進する一方で、川本町の三原地区では農業（特に米とエゴマ）が盛んであり、竹堆肥育ちのエゴマブランドの強化、米の新たなブランド化を考えている。このため、竹堆肥育ちの米を使用したどぶろくの製造を行い、田舎体験のために農家民泊を行っている農家で提供し、新たな観光資源とすることで、交流人口の増加及び定住者（新規就農者）の確保を図りたい。</p>	
適用される規制の特例措置：	特定農業者による特定酒類の製造事業	



田園（三原地区）



特産品エゴマ